

○理学療法士名簿、作業療法士名簿の訂正と免許証書換え申請手続について

手続概要	理学療法士、作業療法士の免許を登録した後、氏名等の変更により登録事項に変更が生じたときは、理学療法士名簿、作業療法士名簿の訂正をしなければなりません。その時に申請する手続です。
根拠法令	理学療法士及び作業療法士法施行令第3条・第5条、理学療法士及び作業療法士法施行規則第3条・第5条
申請方法	<p>【提出先】 申請書類等は、住所地の保健所(一部県については県庁)へ提出してください。</p> <p>【受付時間】 保健所(一部県については県庁)の業務時間内</p>
その他	<p>【手続対象者】 理学療法士名簿、作業療法士名簿の登録事項のうち、本籍地都道府県名(外国籍の方については、その国籍)や氏名等が変更になった理学療法士、作業療法士</p> <p>【提出時期】 変更になった日の翌日から30日以内</p> <p>【手数料(説明)】 登録免許税(収入印紙)は1,000円です。</p> <p>【相談窓口】 保健所、都道府県衛生主管部局、厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>